

広報 いわくら



1.15
2009.No.908

特集

「岩倉市子ども条例」を制定しました



【2009岩倉の風景●世代を超えた交流の場～長瀬公園～】

東町地内に面積約4,800㎡の長瀬公園が完成しました。

市内で2番目に広い公園で、軽スポーツや地域の行事にも使える多目的広場、遊具広場

には、ブランコなどの幼児用遊具や健康遊具などが設置されています。

皆さんの憩いの場や地域活動の場所として利用してみてはいかがでしょうか。



▲12月13日、第三児童館で、
しめなわ
注連縄作りが行われました。

特集

「岩倉市子ども条例」を制定しました

3

市政の窓

6

岩倉市長選挙

岩倉市議会議員補欠選挙 …6

長寿医療(後期高齢者医療)保険料・

国民健康保険税のお支払い方法が

選択制になります …8

第4期岩倉市高齢者福祉計画及び

介護保険事業計画案を公表 …8

「文化財防火デー」防火訓練 …8

友好交流宿泊助成事業 …9

Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー

17

2月の保健センター案内 18

学校通信

20

五条川小学校

フォトニュース

21

キューバ音楽コンサートin岩倉、
岩倉市山車保存会設立総会、岩倉
市制37周年記念式典

暮らしのガイド

10

催し ……10

地区サロンコンサート弦楽四重奏・
木管五重奏

児童館母親クラブ合同行事地域交
流会

わくわくコンサート

岩倉市国際交流協会チャリティイベ
ント

募集 ……10

四市交歓体育大会スキー競技参加者
小中学校臨時講師および補助職員等

平成21年度第一学期放送大学入学生
愛知県消費生活モニター

市税嘱託徴収員

農業体験塾生

健康 ……12

脂肪燃焼わくわく教室～メタボ予防
の運動体験～「からだを動かすって
楽しい!継続編」

糖尿病予防の栄養教室

講座・教室 ……13

AED(自動体外式除細動器)講習
会

トレーニング指導・講習会

相談・その他 ……14

消防署からのお知らせ

国民健康保険税の納付明細書を郵送
します

ほか

小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

(平成3年12月1日制定)

悠久の時を刻みながら流れる五条川 多くの文化遺産

私たちは この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し

調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)

育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)

高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)

守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)

つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)

岩倉市は

交通安全都市宣言(昭和37年1月27日)
環境保全都市宣言(昭和46年11月15日)
核兵器廃絶平和都市宣言(平成7年12月20日)
安全・安心なまち宣言(平成16年12月6日)

のまちです



「岩倉市子ども条例」を制定しました

(平成21年1月1日制定)

平成元年に国連で子どもの権利条約が採択され、平成6年に日本で批准されました。全国的にも子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合うことが求められてきています。

現在、全国では約50の自治体で子どもに関する条例が制定され、愛知県内では豊田市、名古屋市が制定しています。

岩倉市では、将来に渡って子どもたちが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進していくため、「岩倉市子ども条例」を制定しました。

子どもが、未来に向け夢を抱き、元気に成長することができるよう家庭、行政、地域が協力して子どもを守り育てていきましょう。

●問合先 児童課児童係 (☎38-5810) まで。

岩倉市子ども条例の内容

条例は、前文と25条からなり、大きく6つの章から成り立っています。

第1章 総則

条例の目的と用語の定義を規定しています。

第2章 子どもの権利

子どもにとって大切な子どもの権利の保障を規定しています。

第3章 子どもの権利を保障するための責務

保護者、市、学校、事業者の責務と役割について規定しています。

第4章 子どもに関する施策

市が行う施策として、救済委員の設置、行動計画の作成等を規定するとともに、子どもの権利の日と子どもの権利を考える週間を定め、各小中学校において子どもの権利に関する授業の実施について規定しています。

第5章 子どもの務め

子どもは、子どもの権利を守られるだけでなく、子ども自身が守っていく務めとして、他の人を尊重すること、他の人の権利が侵害されそうなどときに見て見ぬふりをしないこと、平和な社会を築く一員としての自覚を持つことを規定しています。

第6章 雑則

国連の子どもの権利条約について

世界のさまざまな場所で、紛争、飢餓、貧困、家庭崩壊、虐待等により、子どもが人間としての尊厳が守られずに、傷つき、時には命を奪われています。条約は、この状況を踏まえて、児童の人權を国際的に保障、促進するものとしています。

「子どもの権利」とは、子どもがもつ人權であり、誰もが生まれながらにもっている人としての権利(基本的人権)に加え、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」をあわせたものを指しています。

岩倉市子ども条例(本文)

すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、その桜のように、すべての大人から愛され、大切にされなくてはなりません。子どもは、自分の思ったことを自由に表し、様々なことに参加し、挑戦することが出来ます。そのために大人は、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもが様々なことを学び、活動することが出来る機会を確保し、子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要です。

また、子どもは、自分自身を大切に、他の子も大切にするとともに、社会の一員として責任を持って行動することが必要です。

これらのことは、私たち岩倉市民が果たすべき役割であると考え、子どもが元気に育つことに喜びを見だし、子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、子どもの権利を尊重し、岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言し、ここに岩倉市子ども条例を定めます。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約を基本に、子どもの権利を保障し、保護者、市、市民、学校、事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、子どもに對しやさしいまちの実現をめざします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、親又は里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 子どもは、いかなるときも、この章で定められた権利が保障されます。

(自分らしく生きる権利)

第4条 子どもは、自分らしく生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の価値が認められ、尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを自由に持ち、また、表明することができること。



(3) 発達に応じて、自分のことを自分で決めること。

(育つ権利)

第5条 子どもは、子どもらしく育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊び、学び、休息すること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (3) 家庭で食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 夢を抱き、それに向かって挑戦すること。

(守られる権利)

第6条 子どもは、安全で安心して生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) あらゆる暴力や犯罪から心身とに守られること。
- (3) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 愛情と理解を持って育まれること。
- (6) 平和な環境で生活できること。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(参加する権利)

第7条 子どもは、自分に関係する

ことについて主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。
- (2) 表明された意見や考えが尊重されること。
- (3) 発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること。
- (4) 必要な情報の提供や支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障するための責務

(保護者の責務と役割)

第8条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもがすこやかに育つよう、愛情を持って全力で援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(市の責務と役割)

第9条 市は、子どもの権利を保障するために、保護者、市民、学校、事業者等と連絡をとり、協力して、子どもに関する施策を実施するよう努めなければなりません。

(市民の責務と役割)

第10条 市民は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、地域の

中で子どもがすこやかで安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくっていくよう努めなければなりません。

(学校の責務と役割)

第11条 学校は、子どもが一人ひとり多様な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもの発達に応じた援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(事業者の責務と役割)

第12条 事業者は、活動の中で子どもがすこやかに育つことができるための支援をするとともに、子育てをしやすい環境をつくっていくよう努めなければなりません。

第4章 子どもに関する施策

(虐待、体罰、いじめ等からの救済)

第13条 市は、保護者、市民、学校、事業者等と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければなりません。

(権利救済委員)

第14条 市は、子どもの権利の侵害について、その救済を図るために、岩倉市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設置します。

2 救済委員は、3人以内とし、市長が選任します。

3 救済委員の任期は、2年とします。

(子どものための場所の確保)

第15条 市は、保護者、市民と連携し、子どもが元気にすごすことができ、また、地域社会や自然との関わりを持つことができる十分な遊び場や豊かな体験の場をつくるよう努めます。

子ども条例策定にあたって

子ども条例検討委員会



委員長

愛知教育大学教授
寺本 潔さん

岩倉市が子ども条例をつくりたいと伺い、一年間会議やアンケート調査、ワークショップなどを実施し、策定のお手伝いをしてきました。委員会に中学生も2名出席してもらい、できる限り多様な意見を汲み取りつつ策定したつもりです。春に小中学校において子どもの権利に関した話し合いとポスター作りもやってもらい、夏には公開のワークショップも開催しました。多くの市民の皆さんに来てもらうことができ関心の高さを感じました。

子ども条例は罰則規定などないいわば、市民が行政と共に子どもたちのために何がやってあげられるかを考える心構えのような条例です。その中身は国際的にも有名な「子どもの権利条約」をもとにしています。岩倉市民が子どもと一緒に健やかな子どもたちの成長を願って家庭や学校、地域で条例を守り、条文をしっかり読んで、その趣旨をいかしたまちづくりを推進していったと願っています。



岩倉市子ども条例の制定にあたっては、小中学生による「みんなの願い」のポスターの作成やアンケート調査の実施、ワークショップの開催、検討委員会の設置が行われました。

なぜ、子ども条例をつくる必要があるのですか？

近年、子どものいじめや自殺などの悲しい事件が後を絶ちません。その背景には、自分自身のことを好きであるという自己肯定感が欠如した子どもや自分は大切にされていると感じることができない子どもが増えていることが挙げられます。

また、依然として、児童虐待が増加するなど子どもの権利に対する認識の低さがみられます。

このような不幸を繰り返さないためにも、保護者、行政、地域が協力して子どもを支え合うことが必要です。子どもも大人も、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、尊重することが大切です。子どもにやさしいまちづくりをしていくため岩倉市子ども条例を定めました。

(施設の活用)
第16条 市は、子どもが安心してすごすることができる居場所をつくるために、公共施設の活用等に努めます。
(子育ての支援)
第17条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援します。
(子どもの参画の推進)
第18条 市は、子どもが参画する会議をつくるなどして、子どもの意見を聞き、子どもが自主的に地域社会に参画することができるよう仕組みをつくるよう努めます。
(行動計画の策定と検証)

第19条 市は、子どもの施策に関する行動計画を作成し、毎年、施策の実施状況等について公表するとともに、市民から意見を募り、その見直しをしていくよう努めます。
(子どもの権利を考える週間)
第20条 市は、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、11月20日を岩倉市子どもの権利の日と定め、その日を含む1週間を岩倉市子どもの権利を考える週間とし、この週間に各小中学校において子どもの権利に関する授業を行うよう努めます。
(市民への啓発)
第21条 市は、この条例の意味や内容が、子どもを始めとして市民に理



解されるよう、分かりやすい方法による広報及び啓発を行います。
第5章 子どもの務め
(他の人の権利の尊重)
第22条 子どもは、発達に応じて、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利を尊重するよう努めなければなりません。
(見て見ぬふりをしないこと)
第23条 子どもは、いじめ、暴力等により他の人の権利が侵害されそうなときに、見て見ぬふりをしないよう努めなければなりません。
(平和への自覚)
第24条 子どもは、生きる権利を侵す戦争を否定し、未来に向けた平和な社会を築く一員としての自覚を持つよう努めなければなりません。
第6章 雑則
(委任)
第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。
附 則
この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成21年4月1日から施行する。

子ども条例検討委員会に参加して

子ども条例検討委員会



委員
岩倉中学校2年
北川 晴代さん
きたがわ はるよ

私がこの企画に参加したきっかけは、いじめや虐待などの事件が多い最近の世の中で、子どもの私でも何かできる事はないのかと考えていた時、先生から条例検討委員会参加のお話をいただいたことでした。

初めての会議では、何を話したらいいのかと、とても緊張していました。しかし、一緒に参加していた大人の方々が、「今の子どもたちは市をどのようにしてほしいのか」、また「中学生の立場からして世の中に対しての意見」など、話す場を与えてくださったので、自分の考えを発言することができました。

また、一つの企画に多くの資料や話し合いが必要だったり、完成した条文を念入りに何回もチェックしたりと、学校ではできないような貴重な体験ができ、勉強になりました。

この条例が、岩倉市の明るい社会づくりに役立ったなら、とてもうれしいと思います。

市政の窓

「この一票 明るい未来を 岩倉に」

岩倉市長選挙 岩倉市議会議員補欠選挙

1月25日(日)に市長の任期満了に伴う市長選挙を行います。また、議員の辞職により欠員が生じているため、市議会議員補欠選挙を同時に行います。

●告示日 1月18日(日)

●投票日 1月25日(日)

●投票時間 午前7時～午後8時

●投票できる人 平成元年1月26日

以前に生まれた人で、平成20年10月17日以前に住民票が作成され(転入届をし)、引き続き平成21年1月17日まで住民基本台帳に記録されている人で、投票するときまで岩倉市の住民である人です。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などやむを得ない理由で投票所に行けない人は、投票日の前日まで期日前投票ができます。

ます。

※告示日の翌日からの投票となりますのでご注意ください。

●期日前投票期間・時間 1月19日(月)～24日(土)午前8時30分～午後8時

※土曜日にも投票できます。

●期日前投票場所 市役所2階会議室1

期日前投票には、投票所入場券をお持ちください(未着の場合は不要です)。

なお、出張や里帰りなどで、期日前投票期間および投票日とも岩倉市に不在の人は、滞在先の市町村選挙管理委員会において不在者投票ができます。あらかじめ手続きが必要です。選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票日1月25日(日)

郵便による不在者投票

郵便による不在者投票ができる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、障がい程度がそれぞれ下表に該当する人、介護保険法上の要介護者で介護保険証に要介護5の記載がされている人です。

郵便で不在者投票をするためには、前もって郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、選挙管理委員会へお問い合わせください。

病院などに入院している人

病気、ケガなどで入院されている人で、投票所へ行けない場合は、指定の病院・施設であれば、そこで不在者投票をすることができますので、病院長または施設長にお問い合わせください。

交付手帳名 障がいの種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹	1級・2級	特別項症から第2項症まで
移動機能		—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級	特別項症から第3項症まで
免疫	1級～3級	—

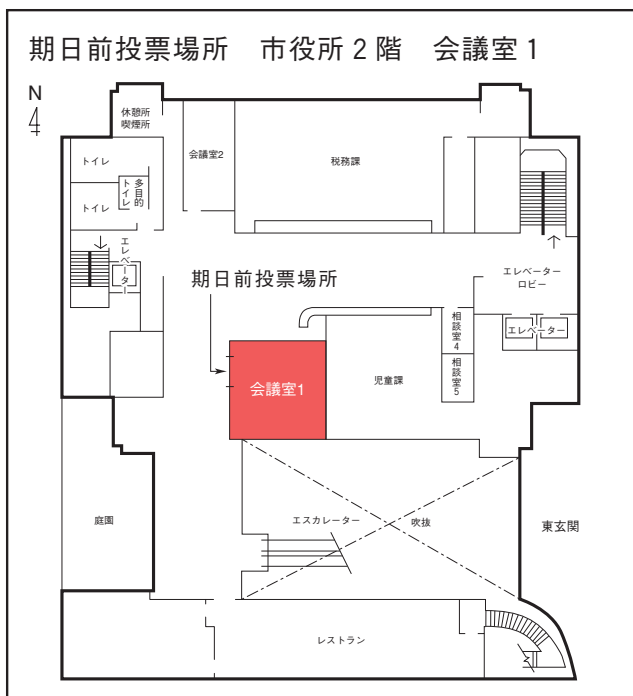
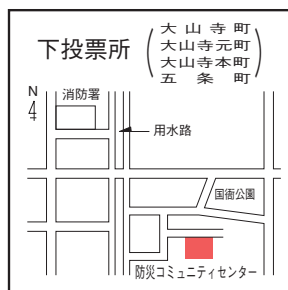
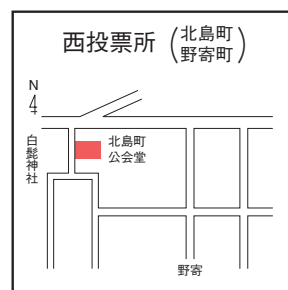
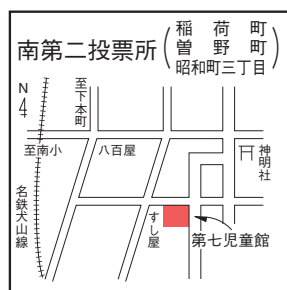
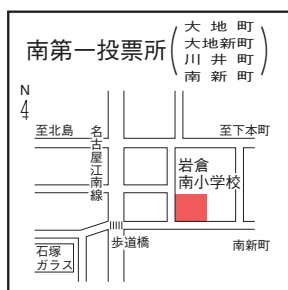
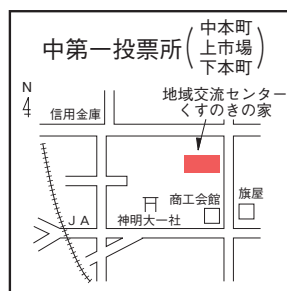
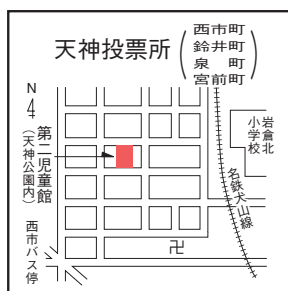
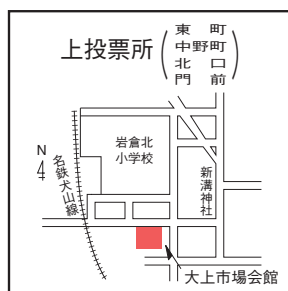
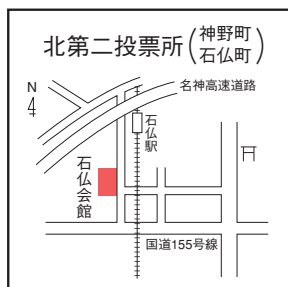
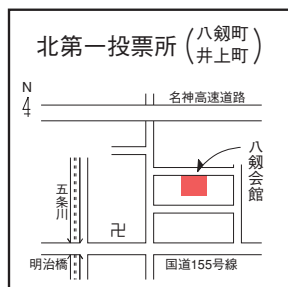
代理投票など

文字の書けない人や身体の不自由な人は、厳正な立ち会いのもとに係員があなたの投票したい候補者の名前を代筆します。また、点字のできる人は、点字投票もできます。

あなたの大切な一票をムダにしないためにも、ぜひ投票にお出かけください。

ご確認ください あなたの投票所

(主な行政区、または町名で記載してあります)



選挙会 (開票)

●とき 1月25日(日)午後9時～

●ところ 総合体育文化センター

※選挙人は参観できます。

当日は混雑が予想されますので、係員の指示に従い、会場では静粛にしてください。

投票所入場券が届かないとき、紛失したとき
投票所入場券は、世帯ごとに郵送します。入場券は、棄権防止、投票所の整理などの方法の一つとして発行していますので、入場券がなくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できます。
入場券が届かないとき、または紛失されたときは、投票するときに、直接、投票所の受付係に申し出てください。
投票用紙は色分けしてあります
・岩倉市長選挙…白色
・岩倉市議会議員補欠選挙…桃色
●問合先 岩倉市選挙管理委員会
(☎38・5823)まで。

平日午後5時以降および1月24日(土)は、エスカレーターか西側のエレベーターをご利用ください。

長寿医療（後期高齢者医療）保険料・国民健康保険税のお支払い方法が選択制になります

長寿医療保険料および世帯主を含む国民健康保険加入者が全員65〜74歳の世帯の国民健康保険税のお支払い方法が、4月から、「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択制になります。

これまでは、保険税の納め忘れがないなどの条件にあてはまる場合に限り、口座振替を選択することができましたが、このような条件がなくなりしました。

口座振替でのお支払いを希望される人は、お申し出ください。

ただし、これまでの納付状況等から口座振替への変更が認められない場合があります。

2月6日（金）までにお申し出いただく、4月分の年金からのお支払いが中止され、4月から口座振替でお支払いいただくことになります。

● **ご利用いただける金融機関** 三菱東京UFJ銀行、いちい信用金庫、愛知北農業協同組合、中京銀行、岐阜銀行、名古屋銀行、十六銀行、愛知銀行、ゆうちょ銀行・郵便局

● 申出に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 納入（納税）通知書
- ・ 預金通帳
- ・ 銀行届出印

※口座振替の依頼だけでは、年金からの引き落としは中止されません。必ず「納付方法変更申出書」を提出してください。

※口座からのお支払いに変更すると、その社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、ご注意ください。

● **申出・問合せ** 市民窓口課保険医療係（☎38・5807）まで。

第4期岩倉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画案を公表



高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8及び

介護保険法第117条に基づき本市における高齢者の状況等をふまえた高齢者福祉施策及び介護保険事業に関する基本的な計画です。現在、平成21年度から23年度までを計画期間とする第4期岩倉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を検討しています。

計画案を次のとおり取りまとめましたので、公表します。皆さんのご意見をお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、整理したうえで公表します。ただし、個々には直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

● **公表方法** 市役所1階生きがい課と情報サロンで閲覧いただけるほか、岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）でもご覧いただけます。

● **期間** 1月16日（金）〜30日（金）

● **提出方法** ①直接持ち込み②郵送③ファクシミリ④電子メールのいずれかでお願います（住所・ファクス・メールアドレス裏表紙参照）。

※提出にあたって書式は定めていませんが、住所、氏名、件名（第4期岩倉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画案）を明記してください。

● **問合せ** 生きがい課介護保険係（☎38・5811）まで。

「文化財防火デー」防火訓練

文化財は貴重な国民的財産であり、市内にも、歴史的価値の高いお寺や神社などの建築物をはじめとして、仏像や絵画などすばらしい文化財が多く残っています。

このような文化財の多くは、長い歴史のなかで守り伝えられてきた貴重な財産です。これらの財産を守り、後世に伝えることは、私たちの大切な使命です。

1月26日は、「文化財防火デー」です。

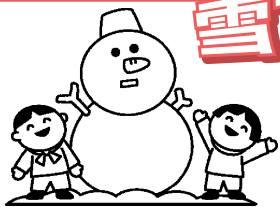
これを機会に、文化財愛護思想の普及と日ごろから連携を密にすることによる地域ぐるみの防火・防災意識を高めるために、地元の皆さんと消防関係者等の協力を得て防火訓練を実施します。

なお、防火訓練中は、交通規制を行いますので、ご協力をお願いいたします。

● **とき** 1月17日（土）午前10時〜

● **ところ** 生田明神社（大山寺町）

● **問合せ** 生涯学習課生涯学習係（☎38・5819）まで。



雪で遊ぼう!

友好交流宿泊助成事業

岩倉市では、福井県大野市の施設（下表）に宿泊する場合、費用の一部を補助する「友好交流宿泊助成事業」を行っています。

大野市の六呂師、カドハラ、九頭竜、福井和泉の各スキー場ではスキーやスノーボードを楽しむことができます。自然豊かな大野市でウィンタースポーツを満喫してみたいはいかがでしょうか。また、2月7日(土)には「越前おおの冬物語(雪見灯ろう会)」が行われ、情緒たどよう冬景色を楽しむことができます。車を利用される場合は、タイヤチェーンなどのすべり止めをご用意ください。

●対象 市民の皆さん（小学生以上）が、下表の施設に宿泊される場合、年1回（年度）に限り助成します。

●申請方法

①事前に下表の宿泊施設に直接予約をしてください。

②予約ができましたら、代表者の印鑑を持参のうえ市役所企画課（5階）、または情報サロン（1階）で申請してください。その場で「岩倉市友好交流宿泊助成券」をお渡しします。

③利用券を宿泊先にお渡しください。次の金額が引きされます。

●助成金額

★ホテル・民宿等…大人・子ども（小学生以上）ともに3,000円

★ホテルフレアール和泉コテージ…食事付の場合1人につき3,000円、食事なしの場合1棟につき3,000円

●問合先 企画課企画係（☎38-5802）まで。



▲雪見灯ろう会の様子

補助対象宿泊施設

※宿泊の予約は直接各施設へお問い合わせください。人数、時期などにより料金が割増になる場合があります。

1 ホテル・民宿等

民 宿 等	電 話	料 金 (1泊2食料金を含む)	民 宿 等	電 話	料 金 (1泊2食料金を含む)
国民宿舎 パークホテル九頭竜	0779-78-2326	中学生以上7,035円～、小学生6,510円～、3歳以上の幼児(食事なし)1,680円～	富士屋旅館	0779-66-2259	大人8,400円～
九頭竜温泉 ホテルフレアール和泉	78-2536	大人8,500円～	中島屋	66-2472	大人7,350円～
民宿 林家	78-2163	大人6,500円～ (冬季6,700円～)	三浦屋旅館	66-2505	大人12,600円～
民宿 ふる里	78-2644	大人7,000円～	美登里旅館	65-2279	大人7,350円～
民宿 茂兵衛	78-2607	大人6,500円～	やまざき旅館	66-2169	大人7,875円～
プチホテル PaPaMaMa	78-2226	大人6,300円～(朝食のみ)	やまだ旅館	66-4545	大人8,400円～
阿さひ旅館	66-2075	大人9,450円～	やまと旅館	65-1863	大人7,350円～
扇屋旅館	65-5858	大人7,350円～	山本旅館	66-2644	大人7,350円～
大清水旅館	65-2250	大人6,500円～	弥生旅館	66-2860	大人7,875円～
楠旅館	65-1886	大人7,350円～	民宿 林湊	65-6836	大人5,500円
こし路荘旅館	66-0012	大人7,350円～	ホテル サンレア・21	66-1811	シングル6,300円、 ツイン12,000円(食事なし)
俵屋旅館	66-3807	大人9,000円～	六呂師ハイランド ホテル	67-1301	大人10,500円～
にしき旅館	65-2275	大人8,400円～			

2 コテージ

施 設 名	施設規模	電 話	利 用 期 間	料 金 (1泊1棟)
九頭竜温泉 ホテルフレアール和泉コテージ	コテージ10棟	0779-78-2536	1年中(冬季は雪により利用できない場合もあります)	4人用14,000円～ 食事付は、大人8,500円～

暮らしのガイド

問合先(岩倉市役所) ☎0587-66-1111 (代表)
ふれ愛コールいわくら ☎0587-38-1717
市民の声FAX ☎0587-38-2471
E-mail koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp

催し



●地区サロンコンサート
弦楽四重奏・木管五重奏

生涯学習課では、身近なところで音楽を気軽に聴いていただくため地区サロンコンサートを開催します。

弦楽四重奏

▼とき 2月1日(日)午後2時〜3時30分

▼ところ 第二児童館

▼出演 セントラル愛知交響楽団(バイオリン/松本一策、中川香、ビオラ/為貝香織、コントラバス/榊原利修)

木管五重奏

▼とき 2月28日(土)午後2時〜3時30分

▼ところ 防災コミュニティセンター

▼出演 セントラル愛知交響楽団(フルート/太西宣人、オーボエ/安原太武郎、クラリネット/太田千絵、ファゴット/田邊武士、ホルン/池田智美)

※両施設とも駐車場がありませんので車でのご来場はご遠慮ください。

▼問合先 生涯学習課文化振興係(☎38-5819)

●地域交流会
児童館母親クラブ合同行事

児童館と母親クラブでは、日ごろの活動を発表し、地域の皆さんと触れ合うことを目的として「地域交流会」を行います。

▼とき 2月14日(土)午前10時〜正午

▼ところ 第一児童館(中本町)

▼内容 百人一首会、お茶会、作品展示 ほか

※お茶会には100円が必要です。

▼問合先 最寄りの児童館、または第一児童館(☎38-1106)

●岩倉市音楽連盟
わくわくコンサート

岩倉市音楽連盟の加盟団体が日ごろの成果を発表する場として開催します。入場無料です。

世界のお正月料理

岩倉市国際交流協会チャリティイベント

「人に会う旅」と題した岩倉市国際交流協会のフィリピン・ピナトゥボ地域への訪問。これまでの15回で、280人を超える参加者が、現地の人たちとの心温まる交流を重ねてきました。

今回、訪問団がいつもお世話になるフロリダブランク市では医療機器が不足していて、特に、心電図測定器を必要としているとの便りが入りました。そこで、協会では少しでも力になればと思い、心電図測定器を送るためのチャリティイベントを開催します。

▼とき 1月18日(日)午前11時30分〜午後1時30分

▼ところ 希望の家

▼内容 世界のお正月料理お食事会(イラン、韓国、中国、フィリピン、日本などの料理をいただきます。)

▼参加費 中学生以上500円、小学生300円、幼児無料

▼募金 当日、参加費のほかに心電図測定器購入のための募金をお願いします。募金は、現金書留または銀行振込でもお受けします。

▼書留 〒482-0021 岩倉市新柳町三丁目21-2内藤方 岩倉市国際交流協会

▼振込先 いちい信用金庫愛北営業部 普通預金104771 岩倉市国際交流協会内藤和子

▼申込・問合先 岩倉市国際交流協会内藤(☎66-7347)

募集



●四市交歓体育大会
スキー競技参加者

犬山・江南・岩倉・小牧の4市と4市教育委員会・

★2月2日(月)は市県民税第4期の納期限です★

お忘れなく納税してください。口座振替を利用されている人は、預金残高を1月30日(金)までにご確認ください。

▼問合先 税務課収納係(☎38-5806)

平成21年度採用の臨時講師および補助職員等を募集します。

▼勤務内容・勤務時間等・応募資格・採用人数 表の

●小中学校臨時講師および補助職員等

▼申込期限 1月22日(木)

▼申込・問合先 スポーツ課(総合体育文化センター内) 66・2222

▼参加資格 市内に在住・在勤の義務教育を終了している人(学生・生徒を除く)ただし、定時制学校に通学している場合は参加可)

▼募集部門 女子の部(年齢制限なし)、男子55歳以上の部、男子45歳以上の部、男子35歳以上の部、男子35歳未満の部(年齢は大会当日現在)

▼競技種目 大回転(GSL)

▼ところ モンデウス飛騨位山スノーパーク

▼開会式 2月15日(日)午前8時30分開会式

4市体育協会が四市交歓体育大会スノー競技を岐阜県高山市で開催します。

岩倉市では大会に出場する選手を募集します。

小中学校臨時講師および補助職員等勤務内容表

職名	勤務内容	勤務時間	応募資格	人数
外国語教育臨時講師	小学校にて担任とチームティーチングによる英語の授業	1日4時間(8:30~12:30)、週4日勤務	英語圏での2年以上の語学留学経験のある人、または英語圏の外国人で日常会話レベルの日本語ができる人(優先)	2人
外国人児童生徒向け臨時講師	ポルトガル語圏の児童生徒に対する学習や生活等の指導および保護者との連絡	1日7.5時間(8:30~17:00)、原則月~金曜日の5日間	日本語とポルトガル語が理解できる人	2人
少人数授業等臨時講師	児童生徒に対し個々の学習状況に応じたきめ細かい指導をするための補助	1日4時間(8:30~12:30)、原則月~金曜日の5日間	小学校教員免許または中学校(数学・理科・英語・国語)教員免許(優先)	7人
養護教諭補助職員	養護教諭の補助としての検診や保健事務	1日4時間(8:30~12:30)、原則月~金曜日の5日間	養護教諭・看護師免許(優先)	2人
読書指導員	学校図書館の読書指導、環境整備、図書の貸出・返却事務	1日3時間(小学校9:00~12:00、中学校13:00~16:00)、原則月~金曜日の5日間	図書館司書免許(優先)	7人
子どもと親の相談員	児童生徒の話し相手・悩み相談、家庭・地域と学校の連携支援、児童生徒の学校生活支援	1日4時間(8:30~12:30)、原則月~金曜日の5日間	学校の先生と協力しながら支援のできる人	7人
学校営膳員	市内の小中学校を廻り、施設等の簡易な修繕や維持管理を行う	1日4時間(9:00~13:00)、原則月~金曜日の5日間	普通免許取得者で大工作業等が得意な人	2人
適応指導教室パート職員	適応指導教室嘱託職員の補助として不登校児童生徒の助言・指導	1日6時間(9:00~16:00)、週4日以内を3人で交代勤務	臨床心理士の資格を有する人、または臨床心理士を目指している人(優先)	3人
適応指導教室カウンセラー	適応指導教室不登校児童生徒のカウンセリングにあたる	1日3時間(13:00~16:00)、週2日間	臨床心理士の資格を有する人、または臨床心理士を目指している人(優先)	1人

とおり(予定)

▼採用予定日 平成21年4月1日

▼雇用期間 平成21年4月1日~平成22年3月末

※養護教諭補助職員は、平成21年4月1日~7月末。

▼賞金等 市の規定により支給

▼応募期間 1月19日(月)~2月13日(金)午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日)

は除く)

▼提出書類 学校教育課に備え付けの専用応募用紙

▼申込・問合先 学校教育課庶務係(638・5818)



★2月2日(月)は国民健康保険税第10期の納期限です★

お忘れなく納税してください。口座振替を利用されている人は、預金残高を1月30日(金)までにご確認ください。

▶問合先 市民窓口課保険医療係(638・5807)

●平成21年度第一学期 放送大学入学生

放送大学は、テレビなどの放送により授業を行う正規の通信制大学です。

募集学生の種類

教養部

- ・全科履修生(卒業を目指す)
- ・選科履修生(1年間在学)
- ・科目履修生(6か月在学)

入学料

- ・全科履修生…2万2千円
- ・選科履修生…8千円
- ・科目履修生…6千円

受付期限

2月末日

授業料

教養学部1科目(2単位) 1万1千円(テキスト代含む)

ホームページアドレス

<http://www.u-air.ac.jp/>

問合せ先

放送大学愛知学習センター(〒466・0825名古屋市中昭和区八事本町101・2 ☎052・831・1771)

●愛知県消費生活モニター

愛知県では、消費者をとりまくさまざまな問題に

応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける人を募集します。

▼モニターの主な仕事

- ①日常生活で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の価格動向などの監視・通報
- ②調査、アンケートの回答(年5回程度)
- ③生活必需品などで、県が特に必要とした場合の需給・価格調査
- ④消費者行政に関する意見・要望の提出
- ⑤地域・周囲などへの消費生活に関する情報の提供
- ⑥研修会(年1回の予定)への出席

満20歳以上の人(公務員、公職選挙法による公職者は除く)

▼応募資格

県内に在住の

平成22年3月末日まで

▼謝礼

年額7千円(予定)

▼募集期間

1月26日(月)～2月20日(金)(消印有効)

▼応募方法

商工農政課および各県民生活プラザで配布する所定の応募用紙(1月26日配布開始)に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。応募用紙は県ホームページにも掲載します。

▼ホームページアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/kennin/shohiseikatsu/monitor/>

▼問合せ先

愛知県県民生活課(☎052・954・6163 図052・972・6001)

●市税嘱託徴収員



市税、国民健康保険税の収納業務に従事していただく嘱託徴収員を募集します。

▼応募資格

市内に在住の健康な人

▼採用人数

1人

▼採用予定日

4月1日(水)

▼応募期間

1月19日(月)～30日(金)(土・日曜日は除く)

▼提出書類

岩倉市嘱託員採用試験申込書、作文「市税徴収にあたっての心構え」(800字程度) ※申込書と作文の用紙は、税務課でお渡しします。

▼報酬等 市の規定による(通勤手当、社会保障制度有)

▼試験日時 2月10日(火)午後1時30分

▼試験場所 市役所3階会議室4

▼試験内容 面接

▼問合せ先 税務課収納係(☎38・5806)

●農業体験塾生

農業体験塾は、市内の農家の人などにいろいろな指導を受けながら、作物を植え、育て、収穫することにより農業の楽しさや楽しさを知ってもらい、遊休農地の活用や将来の農業の担い手に繋がることを目的に行っています。

▼募集人数

定員はありません。

▼募集期限

1月30日(金)

※この期間以外でも随時受け付けています。

▼参加料

無料

※苗、肥料代などは実費徴収。また、鍬や鎌などの農具は各自用意してください。

▼農地の場所

川井町寺山地内の畑(消防署の南西)ほか

▼内容

農家、農協等の農

業専門家による技術指導を受けながら農作業を体験するものです。指導は概ね月2回で基本的には日曜日の午前中に行います。なお、作業の状況により、毎週集まる時期もあります。

▼申込・問合せ先

商工農政課農政係(☎38・5812)



●脂肪燃焼わくわく教室
メタボ予防の運動体験「からだを動かすって楽しい! 継続編」



「継続は力なり」

運動習慣は続けてこそ効果が見えます。今回の教室

★2月2日(月)は介護保険料第10期の納期限です★

お忘れなく納付してください。口座振替を利用されている人は、預金残高を1月30日(金)までにご確認ください。

▶問合せ 生きがい課介護保険係(☎38・5811)

では、運動を続けることが心身にもたらすメリットをお話します。

▼とき 2月25日(水)午後1時30分～3時30分

▼ところ 保健センター2階視聴覚室

▼内容 講義「メタボリック予防と運動習慣」および運動実技体験

※講義開始前に血圧測定と体調チェックを行います。

血圧が高いなど体調が悪い場合は、運動実技は見学していただく場合もあります。

▼講師 愛知県健康づくり振興事業団(あいち健康プラザ) 運動指導員

▼対象 運動習慣づくりを始めた人(運動制限のない人)

※平成20年11月・12月、平成21年1月の「脂肪燃焼わくわく教室」に参加した人も申し込みできます。

▼定員 30人(先着順)

▼持ち物 室内用運動靴(脱げやすい室内シューズは不可)、水分補給用の飲み物、タオル、健康診査等結果表、筆記用具

▼その他 動きやすい服装でご参加ください。

▼申込方法 1月20日(火)から受け付けます(電話可)。

▼申込・問合せ 保健センター(☎37・3511)

●糖尿病予防の栄養教室



糖尿病は、過食、運動不足、ストレスなどが原因の典型的な生活習慣病です。しかし、適切な生活習慣を続けることで予防・コントロールすることができまます。家族や自分の生活の見直しをしてみませんか。

▼とき 2月17日(火)午前9時30分～午後零時30分

▼ところ 保健センター2階栄養指導室

▼内容 話「糖尿病予防と食生活の見直し」、調理実習

▼対象 市内に在住で本人、家族が糖尿病、または糖尿病に関心があり、同テーマの栄養教室に初めて参加する人

▼定員 24人(先着順)

▼持ち物 エプロン

▼申込方法 1月16日(金)から受け付けます(電話可)。

▼問合せ 保健センター(☎37・3511)

講座教室



●AED(自動体外式除細動器)講習会



▼とき 2月12日(木)午後1時～4時

▼ところ 消防庁舎2階大会議室

▼内容 AED(自動体外式除細動器)を使った講義および実習(特に資格はいりません。動きやすい服装で参加してください)

▼費用 無料

▼申込 1月19日(月)から受け付けます。

▼定員 30人(先着順)

▼申込・問合せ 江南保健所総務企画課総務企画グループ(☎56・2157)

●トレーニング指導・講習会

2月のトレーニング指導

総合体育文化センターのトレーニング室では、専門のインストラクターによる効果的なトレーニング方法や総合的な体力向上のための運動、腰痛や肩こりに関する運動などのトレーニング指導を行います。

▼とき 2月7日(土)・8日(日)・21日(土)・22日(日)午後1時～5時

▼対象 トレーニング室利用登録証をお持ちの人

3月のトレーニング講習会
総合体育文化センターのトレーニング室を利用するためには、講習会の受講が必要です。

なお、講習会では一般の人にもトレーニング室を利用されていますのでご了承ください。

▼講習内容 ①オリエンテーション②器具の説明③実技

▼対象 16歳以上

▼定員 1回の講習につき15人

▼費用 200円
▼申込方法 2月1日(日)から

ら、総合体育文化センタースポーツ課へお申し込みください。
申し込みは、1人につき1人とし、電話での申し込みはできません。
▼申込・問合せ スポーツ課(総合体育文化センター ☎66・2222)

月・日 曜日		3月					
		5日	14日	15日	21日	22日	27日
時間	曜	木	土	日	土	日	金
	日		○	○	○	○	
10:30～12:00			○	○	○	○	
19:30～21:00		○					○

談 相 その他



●消防署からのお知らせ

消火栓・防火水そう付近等
での駐車はやめましょう



道路や歩道上で写真のよ
うな標識を見かけたことは

ありませんか？

これらは消防水利といい、
消火活動には欠かすことの
できない施設で、火災発生
時に、消火に必要な水を消
防隊に供給するものです。

これらの周辺は、道路交通
法で駐車が禁止されていま
す。

また、消火栓・防火水そ
うについても定期的に点検、
清掃を実施し、いつ、どこ
で災害が発生しても直ちに
対応できる体制をとってい
ます。

火災発生時に、「消火栓」
や「防火水そう」付近への
違法な駐車両が障害とな
り、消火活動を妨げるケー
スが発生しています。

このような事態を避ける
ため、次の場所での駐車は
しないでください。

★消火栓の場合

消火栓から5メートル以内の場
所

★防火水そうの場合

①防火水そうの側端、また
はこれらが道路に接する出
入口から5メートル以内の場所
②防火水そうの吸水口、ま
たは吸管投入孔から5メートル以
内の場所

★指定消防水利の場合

指定消防水利の標識から
5メートル以内の場所
※この指定消防水利として

は、プール・池・井戸・河
川等があります。

★消防機械器具（消防自動 車、消防用ホース等）置場 の場合

消防用機械器具置場の側
端、またはこれが道路に接
する出入口から5メートル以内の
場所

★その他の場所

高層建築物にある消防活
動用空地での駐車もご遠慮
ください。

火災はいつ起こるか分ら ない

火災は、いつ、どこで起
こるか、分かりません。迅
速な消火活動を行うために
は、火災の発生した場所に
いかに早く、また近くまで
消防車両が行けるかにかか
っています。

火災は他人事ではありま
せん。違法な駐車は、一刻
を争う消火活動の障害にな
ります。皆さんご理解と
協力をお願いします。

消防テレホンサービスの ご利用を

「あっ！火事だ。場所は
どこだろう？」そんな時、
消防テレホンサービスをご
利用ください。消防署では、
火災発生時、市民の皆さん
に場所等を消防テレホンサ
ービス（☎38・3119）
でお知らせしています。1

19番での問い合わせは、
他の緊急通報に支障をきた
すこととなりますので、消
防テレホンサービスをご利
用ください。

119番に通報するときに

は
消防車・救急車が早く出
動できるように通報は、次
のことについてお聞きしま
すので、ご協力をお願いし
ます。

★落ち着いて、正確に

★火災、救急等をはっきり
と

★場所、目標物を明確に

★事故等の内容をくわしく

★あなたの住所・氏名・電
話番号をお聞きます。

★消防車のサイレンについて

消防車が緊急出動する
ときは、火災のときばかりで
はありません。
交通事故などの救助出動
や油漏れ等警戒出動のほか、
救急隊からの要請で消防隊
が消防車で支援に向かう場
合にはサイレン音のみ（ウ
ーウー）です。火災のとき
にはサイレンと警鐘（ウー
ウー・カンカン）の両方を
鳴らすように使い分けて出
動していますので「サイレ
ンすぐ火事だ」と間違いの
ないようにしてください。

▼問合せ

消防署消防係（☎
37・5333）

●国民健康保険税の納付 明細書を郵送します

確定申告などの社会保険
料控除に必要な国民健康保
険税の納付明細書を1月20
日（火）に発送を予定してい
ます。

郵送された納付明細書は、
確定申告まで大切に保管し
てください。

▼問合せ 市民窓口課保険
医療係（☎38・5807）

●妊娠中もシートベル ト着用を

妊娠中の人も、シートベ
ルトを正しく着用すること
によって、交通事故にあっ
た際の被害から母体と胎児
を守ることができます。た
だし、妊娠していないとき
とは異なる着用方法が必要
です。
①シートの背は倒さず、深
く腰掛ける。
②腰・肩ベルト共に着用す
る。三点式ベルトの腰ベル

トだけの着用や二点式ベルトの着用は、事故の際に上体が屈曲して腹部を圧迫するおそれがあり危険。

③腰ベルトは、大きくなった腹部（妊娠子宮の膨らみ）を避けて、腰骨のできるだけ低い位置でしっかりと締める。

④肩ベルトは、肩から胸の間を通し、腹部を避けて体の側面を通す。その際、肩ベルトが首にからないようにする。また、肩ベルトがたるんでいると事故の際、危険なので注意する。

⑤ベルトが腹部を横切らないようにする。

⑥バックルの金具は確実に差し込む。ベルトがねじれていないかどうか確認する。

▼問合先 江南警察署交通課（☎56・0110）

● 交通災害共済組合 平成21年度の加入手続きが始まります

交通災害共済は、会員が交通事故でけがや死亡された場合に、交通災害の程度に応じて見舞金をお支払いする制度です。

▼加入資格 岩倉市の住民基本台帳に記録されている

人、または外国人登録をされている人。

平成21年3月31日以前に転出予定のある人は加入することができません。

▼会費 1人年額500円（9月30日以降に加入の申し込みをされる場合は、1人300円）

▼共済期間 平成21年4月1日（途中加入の場合は、加入日の翌日）～平成22年3月31日

▼加入方法 1月下旬から2月17日（火）までに各区長へ会費を添えてお申し込みください。なお、平成20年度に加入された世帯へは各区長から加入申込書が配布されます。また、区で加入されなかった場合は、市民窓口課で随時受け付けています。

▼会費の公費助成 岩倉市では、お年寄りや障がいのある人の交通災害共済会費を助成しています。会費の全額を岩倉市が支払って加入しますので、対象となる人はご自分で加入手続きする必要はありません。

▼公費助成対象者 平成21年4月1日現在、岩倉市の住民基本台帳に記録されている人、または外国人登録をされている人で次のいずれかに該当する人です。

★74歳以上（昭和10年4月2日以前生まれ）の人
★身体障害者手帳、または療育手帳の交付を受けている人

▼対象となる交通事故 自動車、バイク、自転車による人身事故

▼共済見舞金の額 下表のとおり

▼見舞金の請求方法 次の書類を市民窓口課に提出してください。

★見舞金請求書（組合所定用紙）

★交通事故証明書（各都道府県の自動車安全運転センター発行）

※交通事故にあった場合は、必ず警察に届け出をしてください。

★診断書（組合所定用紙）、または保険会社が医療機関から取り寄せた診断書（コピー可、入院期間、通院日の記載があるもの）

★死亡診断書、または死体検案書

★口座振替申請書（市指定用紙）

★会員証兼領収書

★印鑑

※場合によって必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

▼請求期限 交通事故にあった日から2年以内に請求

交通災害共済見舞金

等級	交通災害の程度	共済見舞金
1級	死亡した場合	1,500,000円
2級	後遺障害の場合（自動車障害賠償保険法施行令第1・2・3級の各号に掲げる障害）	800,000円
3級	入院通院治療実日数が240日以上の場合	250,000円
4級	入院通院治療実日数が150日以上の場合	120,000円
5級	入院通院治療実日数が120日以上の場合	100,000円
6級	入院通院治療実日数が90日以上の場合	70,000円
7級	入院通院治療実日数が60日以上の場合	50,000円
8級	入院通院治療実日数が30日以上の場合	40,000円
9級	入院通院治療実日数が15日以上の場合	30,000円
10級	入院通院治療実日数が8日以上の場合	20,000円
11級	入院通院治療実日数が7日以上の場合	10,000円

※実日数とは、病院に実際に入院・通院した日数です。

してください。2年を過ぎたからの請求はお受けできませんので、ご了承ください。

▼申込・問合先 市民窓口課 市民窓口係（☎38・5807）

お気軽にご相談ください

市民相談

市民相談室 (☎38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。

なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般相談

▶とき 月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

■女性相談

1月19日(月)、2月2日(月)午後1時～3時30分

■消費生活相談

1月23日(金)、2月13日(金)午前9時～正午

※消費者トラブル、多重債務問題等に関する相談をお受けします。
お気軽にご相談ください。

■年金相談

1月26日(月)午前10時～午後3時

■法律相談(予約制…定員各6人)

1月28日(水)、2月10日(火)・25日(水)午後1時～4時

※毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延)午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

■知的障害者相談

2月3日(火)午後1時～4時

■税務相談

2月5日(木)午後1時～4時

■母子・寡婦就業相談

2月6日(金)午前10時～午後3時30分

■不動産相談

2月12日(木)午後1時～4時

■人権相談

2月13日(金)午後1時～4時

■行政相談

2月13日(金)午後1時～4時

■総合福祉相談

2月20日(金)午後1時～4時

・身体障害者相談

・戦没者遺族相談

●心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でくよくよしていても何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

●献血にご協力ください

冬は、風邪などで体調を崩す人が多く、献血者が減少し血液が不足がちになります。
輸血用血液の安定的な確保のために、皆さんのご協力をお願いします。

▼とき 1月21日(水)

▼ところ 市役所

▼受付時間 午前10時～正午、午後1時～4時

▼問合先 岩倉市献血推進協議会(岩倉市社会福祉協議会内 ☎37・3135)

●サラ金および悪質商法の相談料を補助

気軽にお金を借りられることから、サラリーマン金

融(サラ金)の利用に関するトラブルが多発しています。これが原因で、家庭の崩壊や犯罪に至ってしまうようなケースが目立ち、社会問題になっています。こうした悲劇を未然に防ぐためには、トラブルが起る前に、できる限り早く法律の専門家に相談することが大切です。岩倉市では、愛知県弁護士会が開設している「サラ

金・クレジット被害相談」(初回の相談料は無料。2回目の相談料を補助します)と「消費者被害相談」に相談された場合に、相談料の5千250円を補助しています。補助を受けるには、事前に市民相談室で相談を受けることが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

▼問合先 市民相談室(☎38・5822)

★国民健康保険税はコンビニエンスストアでも納付することができます★

コンビニエンスストアでは納期限後の納付はできませんので、ご注意ください。

▶問合先 市民窓口課保険医療係(☎38-5807)

Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー

Não estacione nas proximidades de hidrantes(shokasen) e dos reservatórios de água de combate a incêndios (boka suiso)

消火栓・防火水そう付近等での駐車はやめましょう

Você já viu nas ruas e nas calçadas, placas com sinais parecido com os das fotos?



Estas instalações são impressionantes quando surgir um incêndio, os bombeiros abastecem a água necessária para apagar o fogo. De acordo com a lei de trânsito é proibido estacionar nas proximidades destes locais.

É realizado regularmente inspeções e limpezas nos hidrantes e nos reservatórios de água de combate ao fogo (incêndio).

E também em casos de surgimento de incêndio, caso tenha algum veículo estacionado irregularmente as proximidades de hidrantes e dos reservatórios de água de combate a incêndios torna-se um obstáculo, atrapalhando a operação de combate ao fogo.

Para evitar estas situações, não estacione nos seguintes locais:

● Em casos de hidrantes:

Dentro de 5 metros de distância dos hidrantes.

● Em casos dos reservatórios de água de combate a incêndios:

● Dentro de 5 metros de distância das laterais e das bordas dos reservatórios de água de combate a incêndios, e na entrada e saída das ruas de conexão.

● Dentro de 5 metros de distância das bocas de abastecimento de água dos reservatórios de água de combate a incêndios(boka suiso no kyusuiko), e também da entrada do buraco de absorção de água (kyukantonyuko).

● Em casos do abastecimento de água designada ao combate a incêndios:

Dentro de 5 metros de distância da placa do abastecimento de água designada ao combate a incêndios.

● O abastecimento da água designada ao combate a incêndios são piscinas, lagos, poços, rios ,etc.

● Em casos do local de armazenamento de máquinas e equipamentos de combate a incêndios (carros de bombeiros, mangueiras de combate a incêndios, etc):

Dentro de 5 metros de distância das laterais e das bordas do local de armazenamento de máquinas e equipamentos de combate a incêndios, e na entrada e saída das ruas de conexão.

● Outros locais:

Não estacione nos locais vagos para as operações de combate a incêndios de prédios extremamente altos.

O incêndio não sabe-se quando, nem aonde podera surgir. Para uma ação rápida de combate ao incêndio, é determinante o tempo que os carros dos bombeiros levam para chegar ao local de origem do incêndio.

Qualquer pessoa esta sujeita a sofrer possíveis danos causados por um incêndio, e o estacionamento irregular de veículos é um obstáculo na luta contra o tempo da ação de combate ao fogo. Solicitamos a compreensão e a colaboração de todos.

Dia de Coleta do Lixo reciclável 分別収集の日

16/1(sex)・Sono-cho・Inari-cho・Taisanji-cho・Taisanjimoto-machi・Taisanjihon-machi・Gojo-cho・Daichiba-cho

20/1(ter)・Nakahon-machi・Higashi-machi・Nakano-cho・Suzui-cho

27/1(ter)・Izumi-cho・Saichi-cho・Hon-machi・Miyamae-cho・Sakae-machi 1 chome

30/1(sex)・Shimohon-machi・Showa-cho・Asahi-machi・Sakae-machi 2 chome・Shinyanagi-cho

Dia da Coleta de Papel Velho e Roupas Usadas 古紙と古着の日

16/1(sex)・Shimohon-machi・Showa-cho・Asahi-machi・Sakae-machi 2 chome・Shinyanagi-cho

20/1 (ter)・Yatsurugi-cho・Kamino-cho・Ishibotoke-cho

24/1(sex)・Higashi-machi(Iwakuradanchi)

27/1(ter)・Daichi-cho・Daichishin-machi・Chuo-cho・Kawai-cho・Kitajima-cho・Noyori-cho

30/1(sex)・Sono-cho・Taisanji-cho・Taisanjimoto-machi・Taisanjihon-machi・Gojo-cho・Daichiba-cho

●Informações (☎38-5807)

Disponível intérprete em português

妊婦健康診査

妊娠かなと思われたときは、産婦人科を受診し医師の診断を受けましょう。また、少なくとも毎月1回（妊娠24週（第7月）以降には2回以上、さらに妊娠36週（第10月）以降は毎週1回）健康診査をきちんと受けて、胎児の育ちぐあいや、血圧・尿などの状態をみてもらいましょう。なお、保健センターで母子健康手帳と6回分の妊婦健康診査受診票をお渡ししています。また、助産院で妊婦健康診査を受けられる人は、保健センターにご相談ください。

一般不妊治療費の助成

不妊治療を受けている人の治療費の一部を助成します。助成の対象は平成20年3月1日以降の診療分からで、一般不妊治療（人工授精・検査を含む）です。助成額は自己負担額の2分の1で1年度あたり5万円を上限として通算2年間です。なお、所得制限があります。申請窓口は保健センターです。なお、平成20年度分（平成20年3月から平成21年2月診療分）の申請期限は、平成21年3月31日です。岩倉市のホームページ（アドレス裏表紙参照）にも掲載してあります。詳しくは、お問い合わせください。

成人



保健センターを利用されるときは、健康手帳をお持ちください。健康手帳の交付は随時行っています。

内 容	と き		と ころ	対 象	備 考
	日	時 間			
健康チェックの日	第1・3水曜日 （祝日除く）	9:00～11:00	保健センター	一般成人	持ち物…健康手帳 内容…保健師による健康相談（健診結果の相談、生活習慣病予防の相談、心の健康相談等）、血圧測定、体脂肪測定、尿検査 ※栄養士による栄養改善指導（予約が必要です）
歯の健康相談	第1・3水曜日 （祝日除く）	9:00～11:00	保健センター		持ち物…普段使っている歯ブラシ 内容…歯科衛生士による歯科相談、ブラッシング指導、歯こう染め出し、歯みがき圧測定、口腔機能の向上指導、口臭測定 ※予約が必要です。
いきいきウォーキング	毎週水曜日（祝日除く、雨天中止） 毎週木曜日（祝日除く、雨天中止）	9:00～10:00 （集合時間9:00）	八剱憩いの広場 下本町お祭り広場		持ち物…水分補給用の飲み物、帽子、タオル 内容…準備運動、五条川沿いのウォーキング、整理運動 ※歩く距離と速さは自分のペースで調整できます。

予防接種



朝の体温を測り母子健康手帳をお忘れなくご持参ください（母子健康手帳がないと受付できません）。予防接種は、はしか、水ぼうそうなどの病気が治ってから、1か月は接種できません。

内 容	と き		対 象	接種時期・備考
	日	受 付		
BCG	6日（金） 18日（水）	13:00 ～14:00	3か月～ 6か月未満	1回接種 ※接種期間が短いので、3か月を過ぎたら最初に受けましょう。

乳幼児または、小学生でやむを得ない事情で保護者が同伴できない場合は、お子さんの健康状態のわかった親族等の同伴が可能です。その場合保護者の委任状が必要となりますので、事前に保健センターへお越しください。

■三種混合・・・医療機関での個別接種（無料）になりました。

平成20年1月以降生まれの人は、BCGの時に予診票をお渡しします。

上記以前の生まれの人・転入された人は、予診票をお渡ししますので、母子健康手帳を持参し、保健センターへお越しください。

■麻しん・風しん（混合）・・・第1・第2期の2回接種。今年度から第3・第4期が実施されています。医療機関での個別接種（無料）。

対象者 ★第1期…1歳～2歳未満 ※1歳の誕生日に対象者に個別に通知します。

★第2期…5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児）の人で小学校就学前年度の間 ※対象者に個別通知済み

★第3期…中学校1年生に相当する年齢の人 ※第3・第4期は5月初めに対象者に個別通知済み

★第4期…高校3年生に相当する年齢の人 ※第3・第4期は平成24年度までの5年間のみ実施

接種方法・届いた通知を持って、指定の医療機関で個別に接種（無料）してください。

・医療機関で必ず予約をしてから体調の良い時にお出かけください。

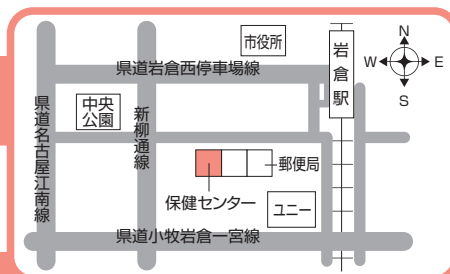
持 ち 物・母子健康手帳・通知はがきまたは予診票・健康保険証

1歳の誕生日を過ぎてから転入された人、第2・第3・第4期の対象者で通知の届いていない人は、保健センターへお問い合わせください。

2月の保健センター案内

保健センターでは、保健師等による育児や健康に関する電話相談(☎66-7300)を土・日曜日、祝日を除く毎日(9:00~12:00、13:00~16:00)行っています。

子どもとお母さん



保健センターを利用される時は、母子健康手帳をお持ちください。

●問合先 ☎37-3511

駐車場が少ないため、車でのお越しは、なるべくご遠慮ください。各健診の所要時間は90分~120分です。

内 容	と き			対 象	備 考
	日	時 間	受 付		
母子健康手帳 交付	毎週木曜日 (祝日除く)	10:00~	9:45 ~11:00 (初産の人は10時まで に受付)	妊婦	持ち物…妊娠届出書 内容…ビデオ「妊娠中の過ごし方」、保健指導 ※初産の人は10:00~11:00までお話を 聞いていただきます。都合のつかない人は電話 でご連絡ください。
母親教室	第1回 2日(月)	13:30 ~15:30	13:15 ~13:30	妊婦 (夫の参加も可)	内容…講義、グループワーク「妊娠中の栄養と過 ごし方、赤ちゃんの育て方」、妊婦同士の交流会
	第2回19日(木)				内容…ビデオ、実習「妊婦体操・呼吸法」、産後 ママの交流会
パパ・ママ セミナー	14日(土)	9:30 ~12:00	9:15 ~9:30	初めて 親になる夫婦 (定員20組)	申込…1月19日(月)保健センター(電話可) 内容…ビデオ「お父さんへ赤ちゃんからのメッセ ージ」、話「育児・出産における父親の役割につ いて」、実習「お風呂の入れ方」、グループワーク
乳幼児 健康相談	2日(月)	9:00~	9:00 ~11:00	乳幼児	内容…身体計測、栄養相談、育児相談、母乳相 談(母乳相談は予約が必要です) ※定期測定にもご利用ください。
4か月児 健康診査	17日(火)	13:00~	13:00 ~14:00	平成20年 10月生まれ	内容…診察、発達チェック、身体計測、育児の 話など
4~6か月児 の離乳食教室	3日(火)	10:00 ~11:30	9:45 ~10:00	4~6か月児の 保護者	持ち物…おんぶひも(持っていない人はだっこ ひも)、エプロン 内容…離乳食のすすめ方、調理実習、試食
すくすく 育児教室	10日(火)	10:00 ~11:00	9:45 ~10:00	8~10か月児	内容…絵本の読み聞かせ、育児・栄養・歯のお 手入れの話、身体計測(希望者)
かみかみ 歯ピカ教室	6日(金)	10:00 ~11:30	9:45 ~10:00	1歳~ 1歳6か月児 (定員15組)	申込…1月16日(金)保健センター(電話可) 持ち物…子ども用歯ブラシ、コップ、エプロン 内容…幼児食と歯の話、歯こう染め出し、ブラ ッシング指導
1歳6か月児 健康診査	3日(火)	13:00~	13:00 ~14:00	平成19年 7月生まれ	持ち物…子ども用歯ブラシ 内容…診察、歯科健診、発達チェック、身体計 測、遊び指導、栄養相談、育児相談、フッ化物 塗布など ※歯をみがいてきてください。
2歳児歯科 健康診査	23日(月)	13:00~	13:00 ~13:40	平成19年 2月生まれ	持ち物…子ども用歯ブラシ、コップ、エプロン 内容…歯科健診、歯こう染め出し、ブラッシ ング指導、フッ化物塗布、食生活指導
3歳児 健康診査	10日(火)	13:00~	13:00 ~14:00	平成18年 2月生まれ	持ち物…保健センターからお送りするアンケ ット用紙、子ども用歯ブラシ 内容…診察、歯科健診、発達チェック、身体計 測、栄養相談、育児相談、視覚聴覚検査、尿検 査(会場で採尿)、フッ化物塗布など ※歯をみがいてきてください。
ツインズ マザー交流会	17日(火)	10:00 ~11:30	—	双胎・多胎の妊婦 双児・多児の親子	内容…情報交換、交流会
※なかよし広場	20日(金)	10:30 ~11:30	—	3か月以上1歳未 満の第1子の親子	持ち物…バスタオル
※くまっランド	13日(金)				内容…赤ちゃん体操、情報交換、交流会

※なかよし広場の会場は第四児童館、くまっランドの会場は第六児童館です。

●フッ化物塗布について

1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査では、ご希望されるお子さんにフッ化物塗布を行います。事前に歯みがきをしてお越しください。また、塗布後30分は飲食ができないので、塗布前に水分補給ができるようにお茶などをお持ちください。

交通安全を願って —引き継がれている交通少年団の活動—

五条川交通少年団は昭和52年4月9日に結成されました。以来、組織や活動の変遷はありましたが、現在、本校の6年生が課外の活動として、岩倉市内での交通安全の積極的な呼びかけや交通ルールを守るための活動を中心に取り組んでいます。平成16年には、交通少年団としての活動を積極的に推進し、地域の交通安全活動や安全意識の高揚に貢献したことが評価されて、愛知県警察本部より優良交通少年団として表彰を受けました。以降も現在にいたるまで、活動が引き継がれています。

交通安全立て看板づくり・高齢者宅訪問・広報活動

7月5日（土）、本校の教室で、はじめの式を行い、代表児童が本年度の活動に対する決意を發表し、その後、活動に移りました。立て看板づくりでは、一人1枚ずつ、図柄を選び、ラッカーで色塗りをしたり、棒にくぎ打ちをしたりしながら作製しました。作業と並行して、児童がグループに分かれ、高齢者宅を訪問し、さらに、交通パトロール車で巡回しながら広報活動を行い、交通安全を呼びかけました。



岩倉市民体育祭における交通安全宣言

10月5日（日）、岩倉市民体育祭において、入場行進に参加し、開会式に続いて代表児童が交通安全宣言を行いました。



交通安全意識を高め、正しい交通ルールを守り、交通事故のない安全で安心して暮らせる明るいまちづくりのため努力することを誓いました。

交通安全啓発活動

12月6日（土）に県道名古屋江南線川井町古井の交差点付近で江南警察署のご指導の下、交通安全啓発活動を行いました。児童一人一人の手作りによるマスコットのお守りを啓発チラシとともに運転手さん一人一人に安全運転を呼びかけながら手渡しました。

児童の活動に運転手さんは笑顔で応えてくださいました。



フ
ォ
ト



ニ
ュ
ー
ス



ブ

愛・地球博フレンドシップ事業メモリアルコンサート アントニオ・古賀キューバ音楽コンサートin岩倉 エノスタルデス

12月7日、総合体育文化センターでアントニオ・古賀さんによるキューバ音楽コンサートが行われました。

これは、愛・地球博の一市町村一国フレンドシップ事業で岩倉市とキューバが交流を持つようになったことを記念にしたものです。

キューバンバンドによる軽快なキューバ音楽のリズムや、サルサダンサーの異国情緒あふれるダンスに、訪れた500人の市民の皆さんは見入っていました。

また、アントニオ・古賀さんが登場すると「ブエノスタルデス！（こんにちは）」とキューバのあいさつで会場を盛り上げてくれました。

市

岩倉市制37周年記念式典 市政の推進に尽力



12月1日、総合体育文化センター多目的ホールで、各分野でご活躍された10人の皆さんと結婚60周年を迎えられたダイヤモンド婚のご夫婦24組に石黒市長から表彰状と記念品が贈られました。

長年に渡って市政の推進にご尽力いただきました皆さんのこれからのなお一層のご活躍をお願いするとともに、ダイヤモンド婚を迎えられたご夫婦の末永い健康とご多幸をお祈りします。

岩倉市山車保存会設立総会

山

岩倉市山車保存会設立総会
車の伝統を継承



12月7日、くすのきの家で岩倉市山車保存会設立総会が行われました。

岩倉市には江戸時代前期に創建されたとされる3台の山車があります。

岩倉市山車保存会は大上市場区山車保存会、中本町区山車保存会、下本町区山車保存会の伝統を継承し、市民に広く伝えるため設立されました。

岩倉市指定文化財でもある山車の発展と文化の振興に寄与したいと、設立にあたっての志を代表である河原さんが語ってくれました。

広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。 ●申込先 企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。

1月のカレンダー

16 金	分別収集／曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町 古紙と古着の日／下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町	24 土	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道 古紙と古着の日／東新町（岩倉団地）
17 土	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道	25 日	岩倉市長選挙 岩倉市議会議員補欠選挙 Ⓜ休日急病診療（中川 浩 ようてい中央クリニック）
18 日	Ⓜ休日急病診療（高田幹彦 岩倉病院）	26 月	★2歳6か月児親子歯科健康診査
19 月	★2歳児歯科健康診査	27 火	★母親教室第3回 分別収集／泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目 古紙と古着の日／大地町・大地新町・中央町・川井町・北島町・野寄町
20 火	★4か月児健康診査 分別収集／中本町・東町・中野町・鈴井町 古紙と古着の日／八剣町・神野町・石仏町	28 水	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
21 水	★健康チェック 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道	29 木	★母子健康手帳の交付
22 木	★母子健康手帳の交付	30 金	分別収集／下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町 古紙と古着の日／曾野町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町
23 金	★BCG 分別収集／東新町（岩倉団地）	31 土	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道

★印は、保健センターで行います。
休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。
※毎週金曜日（祝日除く）は、市民窓口課の証明発行業務を午後7時まで延長しています。

救急医療情報センター
☎0586-72-1133

Ⓜ休日急病診療所
☎66-4708

受付 9:00～11:30
13:00～16:30

消防テレホンサービス
☎38-3119

岩倉市の人口／49,029人（+55人）
男性／24,356人（+2人）
女性／24,673人（+53人）
世帯数／20,490世帯（+27世帯）
（12月1日現在、（ ）内は前月1日現在との比較）

●発行／岩倉市役所

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
☎0587-66-1111（代表） ☎0587-66-6100

●編集／総務部企画課広報広聴係

●毎月2回 1日・15日発行

●岩倉市ホームページアドレス

<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>

●岩倉市Eメールアドレス（代表）

koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp



この紙は環境にやさしい大豆インキを使用しています。
この紙は環境を配慮し、再生紙を使用しています。

ふれあい ファミリー



さくもと ゆう た
作本 悠太くん
（1歳）



かな み さ き
金海 早紀ちゃん（8歳）
さ や
咲耶ちゃん（6歳）
よし き
良紀くん（1歳）

●お父さん・お母さんの一言

いつもにこにこしてる悠太君!!
パパとママはいつでもかわ
いいう悠太を見守っているよ!! そ
して日々成長していく悠太をみ
ていると毎日がすぎるのが早く
感じ、一日一日楽しくて楽しくて!!
世界一大切な悠太!!今後成長
し、立派な大人になるのを楽し
みにしているよ!!
愛してるよ～♡

●お父さん・お母さんの一言

誰にでも上手にお話ができる
早紀。
間違った事を上手に教えてく
れる咲耶。
二人のお姉ちゃんに囲まれて
産まれた良紀はなぜか!? 暴れ
ん坊でチャレンジャーだし、み
んなはハラハラドキドキです。
そんな三人を見ている時がとて
も幸せです。どんな人と結婚す
るのか今からとても楽しみです。